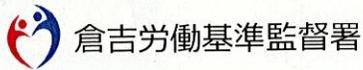


# 荷役作業時の労働災害防止対策



令和5年10月26日

## 本日の内容

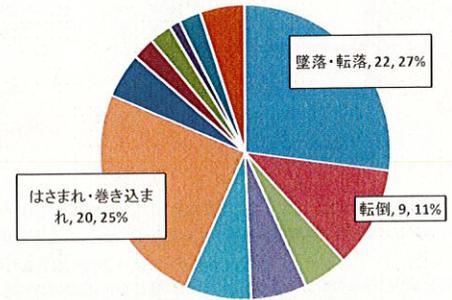
- ① 墜落・転落による災害
- ② 車両の無人暴走による災害
- ③ はさまれ、巻き込まれの災害

## 労働災害の分析

どういった労働災害が多いか？

H25年～R4年に発生した鳥取県内、産業廃棄物処理業における労働災害(休業4日以上)81件を分析

墜落・転落	22
転倒	9
激突	4
飛来・落下	5
激突され	6
はさまれ・巻き込まれ	20
切れ・こすれ	4
高温・低温の物との接触	2
有害物との接触	2
破裂	1
交通事故(道路)	2
動作の反動・無理な動作	4



墜落、転落・・・荷台から墜落するケースが圧倒的に多い  
 ex 足を滑らせる、荷台から飛び降りて着地失敗  
 はさまれ、巻き込まれ・・・バッカー車、コンベア、粉碎機(破砕機)が多い  
 重篤な怪我に至るケースが多い。

## 荷役作業時の墜落・転落防止対策に係る労働安全衛生規則改正について

荷役作業関連の安衛則の改正(令和5年3月28日公布)

### (1) 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大 (R5.10.1施行)

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。  
 なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの(テールゲートリフターを使用するときに限る。)とするもの。



### (2) テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化 (R6.2.1施行)

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務(荷役作業を伴うものに限る。)を規定するもの。

※ 併せて、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育(テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育(計4時間)及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育(2時間))を新たに規定するもの。

### (3) 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外 (R5.10.1施行)

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること等とするもの。

## 保護帽の着用(安衛則第151条の74関係)(令和5年10月1日施行)

【改正後の安衛則(抜粋)】※赤字が改正部分

(保護帽の着用)  
第151条の74 事業者は、次の各号のいずれかに該当する貨物自動車に荷を積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外の作業を含む。)を行うとき(第三号に該当する貨物自動車にあつては、シート外の使用するときに限る。)は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

一 最大積載量が5トン以上のもの  
二 最大積載量が2トン以上5トン未満であつて、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上閉鎖できるもの  
三 最大積載量が2トン以上5トン未満であつて、シート外で使用するとき(前号に該当するものを除く。)

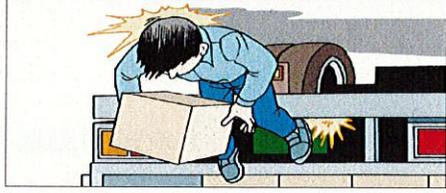
2 (略)

【改正の趣旨等】※令和5年3月28日付基発0328第5号より抜粋

○ 荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車、最大積載量が5トン以上のものに加え、上記の第二・三号のものとなること。  
○ 「荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上閉鎖できるもの」には、おりのない荷台を有する貨物自動車並びに平床式車及びバン式車が含まれるものであり、バン(荷台の四方が開まれた箱形のもの(「バン」車を除く。))等は含まれないものであること。  
○ 「シート外」を使用するときには、シート外を使用せずに荷を積み卸す作業を行う場合や、シート外に荷を積み卸す作業を行う場合、労働者が車に近づかずして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないときは含まれないものであること。  
○ 貨物自動車の荷台の高さの荷受け(フック等)が設置され、荷台の端部から墜落するおそれがない場所において荷を積み卸す作業を行う場合、荷を積み卸す作業のために労働者が荷台又は積荷の上に乗る必要がない場合等、墜落の危険がない状態で荷を積み卸す作業を行う場合は、第151条の74第1項の荷を積み卸す作業を行うときに該当せず、同項は適用されないこと。  
○ 本条が適用されない貨物自動車において、荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、高さが2メートル以上の箇所で行う場合や、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第518条の規定が適用されることに留意すること。

## 荷台等からの墜落・転落

足を滑らせてリアバンパーから転落(死亡災害)



被災者はコンニクス社に荷物を配達していましたが、配達の事前にある駐車場で荷台コンテナ内にある段ボールを積みながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後方向きに降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約82cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事例 1

トラックから転落(死亡災害)



被災者はトラックからトラックの荷台を降りようとしたところ、荷台の端部からトラックのリアバンパーに足をかけ、後方向きに降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約82cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

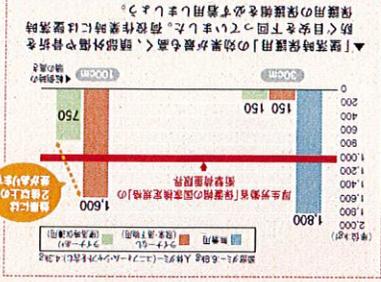
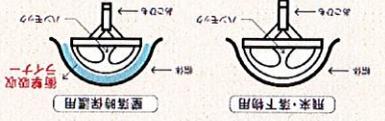
事例 2

## 「安全帽子の着用」が「安全靴の着用」よりも重要である理由

### 保護帽の効果を知ってください!

Check 1 対策例 1 墜落・転落時編

保護帽(ヘルメット)とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望めます。ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が十分なことが分かります。



■保護帽に関する詳細情報は日本ヘルメット工業協会(JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社技研製作所 <http://www.kyokan.co.jp> にお問い合わせください。

## 荷台等からの墜落・転落

作業高によらず、必ず保護帽(ヘルメット)を着用して荷役作業を行ってください!

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ち所によっては死亡災害に至ってしまうことがあります。

✓高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。

✓常日頃から、労働者に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

### 保護帽着用の5つのポイント

- ① 「墜落時保護用」を使用すること
- ② 傾けずにかぶること
- ③ あごひもをしっかりと、確実に締めること
- ④ 破損したものは使わないこと
- ⑤ 耐用年数を守ることに

## 墜落時保護用の保護帽

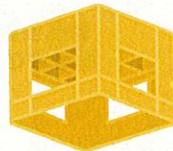


9

## 荷台等からの墜落・転落



「三点支持」・・・身体を支えるために、両手両足の4点のうち、3点を確保すること。  
運転席や荷台から飛び降りて足を負傷、滑って墜落などの災害も複数発生。

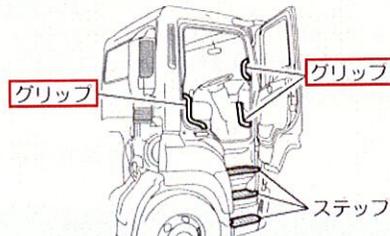


運転席や荷台から降りる際の災害についてはビールケースを足場にして被災したケースも

〈標準キャブ車〉



〈スーパーキャブ車〉



11

## 昇降設備の設置(安衛則第151条の67関係)(令和5年10月1日施行)

【改正後の安衛則(抜粋)】※赤字が改正部分

(昇降設備)  
第151条の67 事業者は、最大積載量が二トン以上の貨物自動車に荷を積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は最大積載量が二トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が**床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。**  
2 前項の作業に従事する労働者は、**床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。**

【改正の趣旨等】※令和5年3月28日付け基発0328第5号より抜粋

- 荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車を、**最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものとしたものであること。**
- 労働者が床面と荷台との間を昇降する際、荷台からの墜落・転落災害が多く発生していることを踏まえ、**昇降設備の設置対象となる箇所**に、「**床面と荷台との間**」を明記したものであること。なお、例えば、荷台に昇降するが、荷台の荷の上に昇降しない場合にあっては、当然、荷台への昇降設備の設置のみで差し支えないものであること。
- 「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含むものであること。テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合にあっては、当該テールゲートリフターについても、**昇降設備として認められるものであること。**なお、テールゲートリフター製造者がテールゲートリフターの動作時に作業員の搭乗を認めていないにもかかわらず、当該テールゲートリフターの動作時に労働者を搭乗させることは、安衛則151条の14の主たる用途以外の使用に当たる場合があること。
- 本条が適用されない貨物自動車において荷を積み卸す作業等を行う場合であっても、**高さが1.5メートルを超える箇所**で作業を行うときは、**安衛則第526条の規定が適用されることに留意すること。**

10

## 運転位置から離れる場合の措置(安衛則第151条の11関係)(令和5年10月1日施行)

【改正後の安衛則(抜粋)】※赤字が改正部分

(運転位置から離れる場合の措置)  
第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じなければならない。**ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であって、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。**  
一 フォーク、ショベル等の荷役装置(テールゲートリフターを除く。)を最低降下位置に置くこと。  
二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。  
2 (略)  
3 **事業者は、第一項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じなければならない。**  
4 **貨物自動車の運転者は、第一項ただし書の場合において、前項の措置を講じなければならない。**

【改正の趣旨等】※令和5年3月28日付け基発0328第5号より抜粋

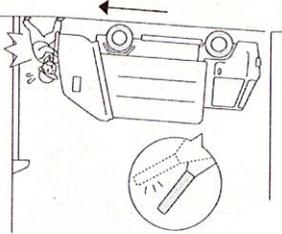
- テールゲートリフターの収納位置は、必ずしも最低降下位置でないことから、**運転者が運転位置から離れるときにおける荷役装置を最低降下位置に置く義務について適用を除外することとしたこと。**
- テールゲートリフター等の作業装置(以下「テールゲートリフター等」という。)の操作のためには原動機を動作させなければならない構造のものも存在することから、走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、**原動機の停止義務の適用を除外することとしたこと。**
- ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、改正省令による改正後の安衛則第151条の11第3項により、引き続き義務付けられることに留意すること。

12

## 無人暴走災害事例

発生状況(概略)

段ボールを収集するため、廃棄物保管庫  
 に対してごみ収集車を後ろ向きに駐車し  
 て降りたところ、車が動き出し挟まれそ  
 になった。



不安全状態(機械、物)  
 ・会社敷地の路肩(転落のおそれのある箇所)  
 不安全行動

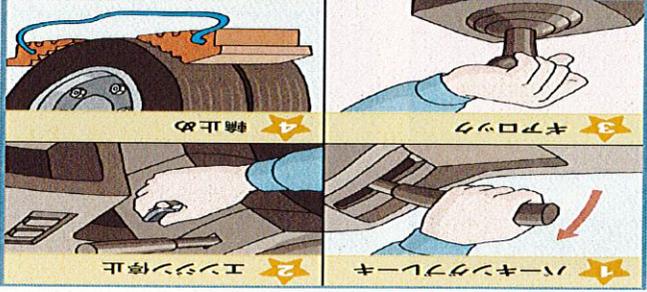
今回の場合・・・逸走防止措置(サイドブレーキ、輪留め)の未実施  
 → ひいては、労働者に対する教育、作業手順書

引用資料:「職場のあんぜんサイト」([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SALFND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SALFND.aspx))

13

## 無人暴走による災害

降車時には必ず逸走防止装置(「パーキングブレーキ→エンジン停止→ギア  
 ロック→輪止め」の4点セット)を実施しましょう!



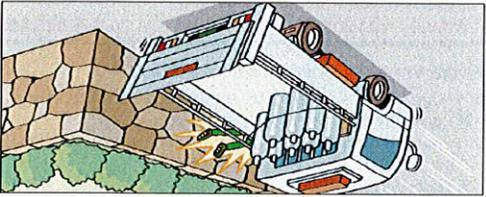
<対策>

逸走した事例の多くは、適切な逸走防止措置がとられていなかったことで発生して  
 います。  
 ・ドライバーが降車する場合は平坦な場所にトラックを駐車させるようにすると  
 もに、逸走防止措置の4点セットを確実に行ってから車を離れるようにしましょう。  
 ・降雪・凍結した坂道(わずかな傾斜を含む)では原則として、停車させないようにし  
 ましょう。  
 ・寒冷地での待機中にエンジンをかけたまままで車から離れた際に被災した事例もあ  
 りましたので、十分に注意が必要です。

15

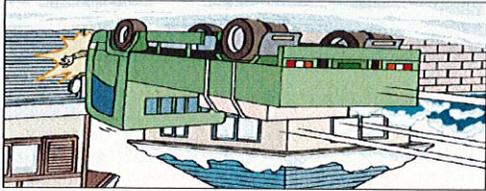
## 無人暴走による災害

事例 1  
 坂道で動き出した無人トラックを  
 止めようとして轢かれる(死亡災害)



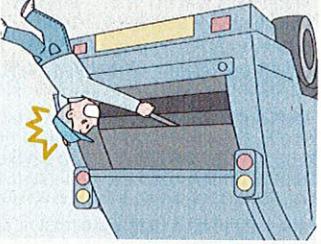
被災者(ドライバー)は、傾斜のある道  
 路(7~9度)に駐車させていた無人のト  
 ラックが後ろに動き出したため、止めよう  
 として運転席に乗り込もうとしたが、  
 振り落とされた結果、トラックと行状との  
 間に挟まれました。なお、トラックを駐車  
 させた際、エンジンは停止させていま  
 した。トラックのパーキングブレーキは緩く、  
 かつ、トラックが動かさなかったため、速  
 急にブレーキが利いていない状態でした。

事例 2  
 積雪路面で無人トラックが動き出し  
 住宅ガレージの支柱に挟まれる(死亡災害)



積雪し、傾斜のある道路(約10度)  
 に駐車させていた無人のトラックが  
 前方に動き出したため、トラックの前  
 方に押しやられ、住宅ガレージの支柱  
 との間に挟まれました。なお、駐車時  
 にはパーキングブレーキが適切に使  
 用されていたほか、エンジンが停止さ  
 れ、ギアロックもされており、タイ  
 にはブレーキも装着されていきました。

## はさまれ、巻き込まれ災害事例



発生状況(概略)  
 破砕済み段ボールを収集車に積み込む  
 作業。段ボール貯留機からスムーアに  
 破砕済み段ボールが出ないときに、鉄  
 棒を用いて掻き出す作業をしていたこ  
 ろ、回転板にはさまれた。(投入口内に  
 立ち上った理由は不明)

労働災害=不安全状態 + 不安全行動

不安全状態(機械、物)

不安全行動

・回転板が回転している状態にもかかわらず、投入口内部に人が立ち上ったこと。  
 → 整備点検等で立ち上ったり手を入れたりするときは、回転板を止める。  
 → 作業手順の策定と、従業員への教育

引用資料:「職場のあんぜんサイト」([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SALFND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SALFND.aspx))

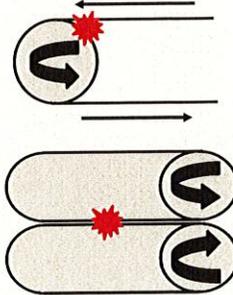
16

## はさまれ、巻き込まれ災害事例



発生状況(概略)

ベルトコンベアの修理作業中、ベルトとプーリー間に右手が巻き込まれた。



不安全状態(機械、物)

- ・コンベアのローラー部に巻き込まれ防止の覆い
- ・非常停止装置 ボタン

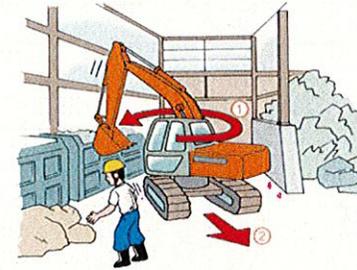
不安全行動

- ・コンベアを停止せずに清掃を行った
- 作業手順の策定、労働者への教育、掲示

引用資料:「職場のあんぜんサイト」([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SAI\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx))

17

## はさまれ、巻き込まれ災害事例



発生状況(概略)

選別作業中、ドラグショベルにひかれた。

不安全状態(機械、物)

- ・接触防止措置
- 作業範囲 運行経路の表示、立ち入り禁止措置、誘導者の配置

不安全行動

- ・合図や周囲の確認を行わず車両を動かした
- ・作業範囲へ立ち入った
- 作業手順の策定、労働者への教育

引用資料:「職場のあんぜんサイト」([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SAI\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx))

18

## さいごに

- ① 安全は事業主の責務である。  
労働安全衛生法による責任、労働契約法による安全配慮義務。
- ② 安全は一日にして成らず。  
日々、教育・指導を積み重ねる必要がある。
- ③ 安全に「完全」「完璧」はない。  
どんな人間であっても「慣れによる油断」が生じる。  
その油断から、省略行動を行い、労働災害に繋がるケースもある。

**ご安全に!**

19

